

田原本町開発行為等に関する指導要綱の改正にかかる変更点

令和5年4月1日より施行

令和5年3月31日までに受付を行った事前協議書

○提出書類の部数（**3部**）+データ



令和5年4月1日以降に受付を行った事前協議書

○提出書類の部数（**2部**）+データ

・ 町要綱協議において消防署に対し意見照会を行わないため、消防水利に関する協議等が必要となる場合は、別途磯城消防署にお問合せください。

○提出書類の一部押印省略

○添付書類の一部省略

令和6年4月1日より施行

町独自の宅地区画割り基準の削除

※ 奈良県の基準については、開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定基準等をご参照いただき、具体的な内容については奈良県にお問い合わせください。

なお、地区整備計画の定められている区域内においては、各整備計画の定めるところになります。

令和6年6月1日より施行

道路側溝のコンクリート蓋の構造の変更

表面に雨水が溜らない構造のもの（スリット付等） → 表面に雨水が溜らない構造のもの に改正しています。

令和7年4月1日より施行

（様式第5号）排水同意書の変更

雨水及び浄化槽処理水の放流について同意→浄化槽処理水を放流しない場合、様式中の「浄化槽処理水」の文言を削除する様式に改正しています。

協議担当課の変更

改正後の様式、要綱等については町ホームページをご確認ください。

まちづくり建設課 都市計画係 TEL：0744-34-2085